

資料 3－2

乙が契約を締結すべき保険

乙は、指定の期間中、以下の内容を満たす保険契約を締結するものとする。なお、保険契約については、1 年毎に更新する場合も可能とする。

○ 賠償責任保険

保険契約者－乙

被 保 険 者－乙

保険の対象－県民の森の施設内における事故等に対する賠償責任

保 険 期 間－指定管理の期間中更新し続けるものとする

補 償 額－身体：1 名あたり 1 億円以上、1 事故あたり 5 億円以上

財物：1 事故あたり 3 千万円以上

免 責 金 額－なし

○ 傷害保険

保険契約者－乙

被 保 険 者－乙

保険の対象－体験活動参加者に対しての傷害保険

保 険 期 間－指定管理の期間中更新し続けるものとする

補 償 額－死亡・後遺障害：1 名あたり 1 千万円以上

入院：1 名 1 日あたり 1 万円以上

通院：1 名 1 日あたり 5 千円以上